

せたな町重度身体障がい者タクシー料金助成について

せたな町では重度身体障がい者の方に対してタクシーを利用する際の料金の一部を助成しております。対象者及び助成額は下記のとおりとなっておりますので、助成を希望される方は、別紙申請書、同意書に記載し、印鑑及び身体障がい者手帳を持参の上、障がい福祉係又は各支所福祉係へ申請して下さい。

尚、入院中や施設入所されている方は、対象とはなりません。

対 象 に な る 要 件

障がい	要 件
身 体	① 1 級または 2 級の下肢障がい者及び体幹障がい者 ② 1 級の視覚障がい者及び内部障がい者 ③ 下肢障がい者又は体幹障がい者が 3 級または 4 級で、かつ他の障がい名が加わり総合して 1 級または 2 級の重度障がい者

助 成 の 内 容

基本料金 630 円の助成券 × 12 カ月分 × ひと月 2 枚
15, 120 円分の助成。ただし、申請月により月割交付します。

対象にならない要件

自動車税の免除を受けている方は、通年交付となりませんが、冬期間(1～3月)にタクシーを利用する場合は、助成券 6 枚を限度として交付します。(12 月にご案内いたします)

- ◎利用できる区域・・・・・・・・・・せたな町内
- ◎利用できるハイヤー会社・・・①有限会社東ハイヤー
②介護タクシー福祉サポートかもめ
③杉田タクシー

この助成は本人及び本人と同乗する方に限ります。手帳の提示がない場合は、タクシー利用助成はできません。

申請のとき提出いただくもの： 同封した申請書・同意書（町税等納付状況）

印鑑 と 身体障がい者手帳 をご持参ください

※このサービスは「せたな町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置に関する条例」の対象サービスとなっております。

申 請 窓 口 お 問 合 わ せ	・ 福祉課 障がい福祉係（健康センター内） ・ 瀬棚支所 福祉係 ・ 大成支所 福祉係	TEL (0137) 84-5984 TEL (0137) 87-3311 TEL (01398) 4-5511
----------------------	---	--